

商品概要説明書

J A新型福祉定期貯金

(令和6年4月1日現在)

商品名	・ J A新型福祉定期貯金 ※この商品は「スーパー定期貯金<単利型>」の商品内容を一部変更したものです。
ご利用いただける方	・ 個人のみ ※対象となる年金、手当等を受給している方（「対象となる年金、手当等」参照） ※お一人さま1店舗に限ります。
取扱期間	・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
預入期間	・ 1年もの ※非自動継続の取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入限度額 (4) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1円以上 ・ お一人さま300万円以内 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
特典	・ 金利上乗せ（初回満期時まで適用） 店頭表示金利+年0.20% ※金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります。
付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店または金融部金融管理課（電話：087-825-0227）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	<p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部金融管理課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 岡山弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>対象となる年金、手当等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の年金・手当等の受給者の方が対象となります。（他金融機関等の受給者も可能） 1. 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金（昭和61年3月3日以前の老齢福祉年金又は障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む。） 2. 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和48年法律第92号）に基づく老齢特別給付金 3. 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当 4. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当（昭和61年3月31日以前の福祉手当含む。） 5. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当 6. 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 7. 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 8. 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 9. 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 10. 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 11. 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第107号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）に基づく障害年金、遺族年金又は通算遺族年金等 12. 恩給法（大正12年法律第48号）による増加恩給（国庫の支弁に属するものに限る。以下の給付についても同じ。）傷病年金、特例傷病恩給、扶助料（普通扶助料、公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料）又は傷病者遺族特別年金 13. 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による障害年金、遺族年金又は遺族給与金
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 自動化機器による預入れはできません。 ・ 総合口座による取扱いはできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。